

高齢社会対策部長 殿

感染症対策部長

オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び
行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡
「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発
生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和
4年7月22日一部改正）に基づき、感染者の発生場所等における積極的疫学調査の実
施、濃厚接触者の特定について下記の通り改正し、都保健所及び特別区・保健所設置市保
健所宛に通知いたしました。

つきましては、内容について関係機関に御周知いただくとともに、対応に関し御協力い
ただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制
限並びに積極的疫学調査の実施方法について

別紙のとおり

- 2 変更箇所

- (1) 濃厚接触者の待機期間等の変更
- (2) 保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学
校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおける濃厚接触者の特定・行
動制限方法の変更

- 3 対応の切り替え基準日

令和4年7月22日（金曜日）から

問合せ先

感染症対策部防疫・情報管理課

防疫担当

電 話 03-5320-4088